

参照条文

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

（有期事業の一括）

第七条 二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

- 一 事業主が同一人であること。
- 二 それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。
- 三 それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
- 四 それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

（厚生労働省令への委任）

第四十五条の二 この法律に規定するもののほか、労働保険料の納付の手續その他この法律の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）

（有期事業の一括）

第六条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める規模以下の事業は、次の各号に該当する事業とする。

一 当該事業について法第十五条第二項第一号又は第二号の労働保険料を算定することとした場合における当該労働保険料の額に相当する額が百六十万円未満であること。

二 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量が千立方メートル未満であり、立木の伐採の事業以外の事業にあつては、請負金額（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。第十三条、第三十五条第一項第二号及び別表第二において同じ。）（第十三条第二項各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより計算した額をいう。第三十五条第一項第二号において同じ。）が一億八千万円未満であること。

2| 法第七条第五号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体若しくはその準備の事業（以下「建設の事業」という。）であり、又は立木の伐採の事業であること。

二 それぞれの事業が、事業の種類（別表第一に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）を同じくすること。

三 それぞれの事業に係る労働保険料の納付の事務が一の事務所で行われること。

4| 厚生労働大臣が指定する種類の事業以外の事業にあつては、それぞれの事業が、前号の事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域（厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を含む。）内で行われること。

3| 法第七条の規定により一の事業とみなされる事業についての事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日の属する月の翌月十日までに、一括有期事業開始届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

4 (略)

労働保険
一括有期事業開始届 (建設の事業)

正

労働保険番号	府	県	市	管	轄	基	幹	番	号	枝	番	号	
										報告期限	翌月10日まで	枚のうち	枚目

事業号	事業の名称	事業場の所在地	事業予定期間	発注者の氏名又は 名称及び住所	請負金額
			年 月 日から 年 月 日まで		円
			年 月 日から 年 月 日まで		
			年 月 日から 年 月 日まで		
			年 月 日から 年 月 日まで		
			年 月 日から 年 月 日まで		
			年 月 日から 年 月 日まで		
			年 月 日から 年 月 日まで		

上記のとおり 月中の事業開始状況を届けます。

郵便番号 ()
電話番号 ()

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

住所
事業主 氏名
記名押印又は署名
印

【注意】

1. 事業番号は、事業の名称に係る請負工事台帳に基づき整理番号を記載すること。
2. 社会保険労務士記載欄は、この届出書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険番号	氏名	電話番号
社 会 保 険 記 載 欄	社 会 保 険 記 載 欄	社 会 保 険 記 載 欄

○ 平成十二年労働省告示第三十九号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する種類の事業及び労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を定める等の件）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第六条第二項第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する種類の事業及び厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

昭和四十七年労働省告示第十四号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する種類の事業及び都道府県労働基準局の管轄区域を定める等の件）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

- 一 厚生労働大臣が指定する種類の事業は、機械装置の組立て又は据付けの事業とする。
- 二 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域は、次の表の上欄に掲げる都道府県労働局の管轄区域ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる都道府県労働局の管轄区域とする。

北海道	青森県	北海道	厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域
青森県	北海道	青森県	
茨城県	群馬県	群馬県	東京都 神奈川県
栃木県	千葉県	東京都 神奈川県	
群馬県	茨城県	千葉県 東京都 神奈川県	
埼玉県	神奈川県	静岡県	
千葉県	栃木県	群馬県 神奈川県 静岡県	
東京都	茨城県	栃木県 群馬県 静岡県	
神奈川県	茨城県	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	
新潟県	東京都	東京都	

大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	静岡県
山口県 愛媛県 佐賀県	佐賀県 長崎県	福岡県 熊本県	熊本県 大分県	山口県 長崎県 宮崎県 鹿児島県	香川県	岡山県 広島県 山口県 大分県	大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 高知県	大阪府 兵庫県 和歌山県	愛媛県 福岡県 大分県	香川県 愛媛県	京都府 大阪府 島根県 香川県 愛媛県	岡山県	京都府 兵庫県 徳島県	京都府 兵庫県 徳島県	滋賀県 兵庫県	三重県 滋賀県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県	三重県 滋賀県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県	和歌山県 鳥取県 岡山県	大阪府 兵庫県 奈良県	大阪府 兵庫県	埼玉県 千葉県 東京都